**提案書評価表**

**別表１**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 基　　　準 | 配点 | 摘　要 |
|  **１　就労貢献要素** | 　 |   |  |
|  | 必須条件 | 障がい者雇用率が2.2％以上である | － | ※障がい者就労支援企業認証申請見込等の場合、雇用率は、提案書提出時の前月以前１年間の実績による。 |
| ①障がい者雇用率 |  2.7％以上～3.6％未満 | １ |
|  3.6％以上～5.4％未満 | ２ |
|  5.4％以上～7.2％未満 | ３ |
|  7.2％以上 | ４ |
|  | ②授産事業所への優先発注 | 50万円以上～500万円未満 | １ | ※障がい者就労支援企業認証申請見込等の場合、障がい者雇用率が2.2％以上であって原則、提案書提出時の前月以前１年間の実績があること。 |
| 500万円以上 | ２ |
| ③障がい者の職場実習 | 常時受入 | １ |
| ④障がい者の職場定着（平均雇用継続期間） | １年６ヶ月以上３年未満 | １ |
| ３年以上 | ２ |
| ⑤授産製品等の販路拡大等 | 障がい者の就労支援に関し、特に寄与すると認められる取組について、北海道障がい者就労支援推進委員会に諮った上で、個別に評価【例】・無償で授産製品等をネット販売・無償により授産製品等の販売スペース提供・ジョブコーチの配置 | １ |
| **就労貢献要素　　小計（Ａ）** | 10 |  |
|  **２　技術的要素** |  |  |  |
|  | ①同種契約の履行実績 | ・申請前３営業年度のうち、２営業年度以上において、同規模の契約を履行していること | １ | ※業務の遂行にあたり、入札参加者の責めに帰すべき、苦情等が道に寄せられていないこと。 |
| ②自主検査体制の整備状況等 | ・業務内容に対する自主検査体制が整備されていること　 | １ |  |
| ・業務運営上の作業マニュアル等が整備されていること | １ |
| ③業務処理責任者の資格の有無 | ・本契約に係る業務処理責任者が当該業務に関する資格を有していること　かつ　関係法令に定める責任者・監督者等が所管機関に登録されていること | １ | ※清掃業務については、当該事業者が知事登録業者であること。 |
| ④研修体制の整備状況 | ・業務内容に関する職員の研修体制が整備されていること | １ |  |
| ・対象業務において、関係法令に定める研修を受講していること | １ | ※清掃業務については、清掃従事者研修登録機関からの受講証明を受けていること。 |
| ⑤苦情処理体制の整備状況 | ・業務内容に関する苦情に対する処理体制が整備されていること | １ |  |
| ⑥権利擁護への姿勢【相談体制】【労働者の賃金の水準等】 | ・職員からの相談に関する体制が整備されていること | １ |  |
| ・現に発効中の北海道最低賃金を超える額を支払うことを誓約していること　かつ　各種社会保険に加入し、職員の就業環境の整備に務めていること | １ |
| ⑦地域貢献度 | ・営業拠点の実態が道内にあること | １ |  |
| **技術的要素　　小計（Ｂ）** | 10 |  |
| **技術等評価点　　合計（Ａ＋Ｂ）** | 20 |  |

**（説明）**

**①　障がい者雇用率**

障がい者雇用率は、障害者の雇用の促進等に関する法律（（昭和35年法律第123号）以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく算定方法によるものとする。

※具体的な算定方法は別紙①－1及び別紙①－2による。

**②　授産事業所への優先発注**

授産事業所等に対して、授産製品の購入や役務の提供に関して、年間一定額以上の発注を行うものであること。

**③　障がい者の職場実習**

障がい者の職場実習を常時受入るものであること。

**④ 障がい者の職場定着**

雇用する障がい者の平均雇用継続期間が１年６ヶ月以上であること。

**⑤　授産製品等の販路拡大等**

　　　〔インターネット販売〕

インターネットモール、ショップ等において、授産製品等を無償で掲載（販売）

※インターネット販売については、トップページの1日の平均アクセス（直近1年間平均）が、100件以上のものとする。

〔販売スペースの無償提供〕

店舗、事務所等の一部又は全部を授産製品等の販売スペースとして無償で提供。

〔ジョブコーチの配置〕

障害者雇用促進法施行規則第20条の２の３第3項に規定する第2号職場適応援助

者（ジョブコーチ）を配置していること。

**＜授産事業所等＞**

・就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所

・身体障害者授産施設、知的障害者授産施設及び精神障害者授産施設

（いずれも小規模通所授産施設を含む。）

・その他小規模作業所、地域活動支援センター等

**＜授産製品等＞**

・上記、授産事業所等で作られた各種製品や清掃・クリーニング・印刷等の役務の提供

【製品】～会議用弁当や贈答品等に活用できます～

■食品（弁当、パン、各種農産部、ハム・ソーセージ、チーズ、昆布・わかめ加工品、

海産珍味）等

■工芸品（木工品、皮革・布製品、陶器品、紙工品、雑貨・アクセサリー、造花・

生花）等

【役務】

■一般作業(袋詰め、組立、封入、分別、配付、収集、配送等）

■印刷

■清掃

■草刈り、除雪

■クリーニング（一般・業務用）

■縫製加工

■データ管理（テータ入力、WEB作成）

■農作業（草刈り、収穫）

■水産加工作業　等